千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱の防止に関する条例第14条に規定する事務の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めがあるもののほか、千葉市路上喫煙等及び空き缶等の散乱 の防止に関する条例(平成22年千葉市条例第100号。以下「条例」という。)第14 条に規定する事務の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(過料処分に係る処分基準)

- 第2条 条例第14条に規定する過料の処分(以下「過料処分」という。)に係る処分基準は、次のとおりとする。
 - (1) 過料処分は、条例第9条第2項又は第3項の規定に違反したすべての者に対して行 うものとする。ただし、当該違反した者について、意思能力の欠如その他条例第9条 第2項又は第3項の規定による命令に違反したことについて、やむを得ない事情があ ると認められる場合は、この限りでない。
 - (2) 過料処分に係る過料の額は、2,000円とする。

附則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。